

別表第六号の三 アマチュア局の免許事項証明書等の様式(第21条の3、第21条の5関係)

第1 人工衛星等のアマチュア局及び法第5条第1項各号に掲げる者が開設するアマチュア局以外のアマチュア局

無 線 局 免 許 状		免許の番号		識 別 信 号		
短 辺	氏 名 又 は 名 称					
	免 許 人 の 住 所					
	無 線 局 の 種 別		無線局の目的		運用許容時間	
	免 許 の 年 月 日		免許の有効期間			
	通 信 事 項				通信の相手方	
	移 動 範 囲					
	無線設備の設置／常置場所					
	電波の型式、周波数及び空中線電力					
備考						

法律に別段の定めがある場合を除くほか、この無線局の無線設備を使用し、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

年 月 日

(何)総合通信局長(注) 印

長

辺

(日本産業規格A列5番)

注1 沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

2 免許事項証明書の用紙は、日本産業規格A列5番とする。

第2 人工衛星等のアマチュア局及び法第5条第1項各号に掲げる者が開設するアマチュア局

別表第六号の二の様式を用いるものとし、法第5条第1項各号に掲げる者が開設するアマチュア局については、全ての事項を英語で併記する。